東日本大震災津波に係る主な産業再生支援メニュー(金融支援/林業)

種類	対象者	内容	問合せ先
農林漁業セーフティネット資金	・地震・津波により 被害を受けた主業 林業者 ・主要販売先など の罹災により間接 的に被害を受けた 主業林業者	 1 資金使途 経営再建に必要な資金 2 貸付限度額 1,200万円又は年間経営費(12/12) のいずれか低い額 3 貸付期間等 13年以内(うち据置期間6年以内) 無利子、第三者保証人及び担保不要 4 申込手続き 日本政策金融公庫 	日本政策金融公庫 盛岡支店 (019-653-9055)
林業・木材産業改善資金	林業従事者たる個人、木材産業に属する事業を営む者のがそれらの者の組織する団体	1 資金使途 新たな林業・木材産業部門の経営の開始、新たな生産・販売方式の導入等に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金 2 貸付限度額 ・林業事業者:個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 ・木材産業者:1億円 3 貸付期間等 13年以内(うち据置期間6年以内) 無利子 4 申込手続き 県(転貸にあっては取扱金融機関)	県農林水産部団体 指導課 (019-629-5698)

種類	対象者	内容	問合せ先
農林漁業施設資金(主務大臣指 定施設)	・地震・津波により 被害を受けた主業 林業者 ・主要販売先など の罹災により間接 的に被害を受けた 主業林業者	1 資金使途 素材・樹苗・特用林産物の生産、 造林、林産物の処理加工・流通・販売 用機械・施設、森林レクリエーション 施設の復旧 2 貸付限度額 負担額の100%(最大1,200万円) 3 貸付期間(据置期間)等 18年以内(6年以内) 無利子(貸付けから15年以内) 第三者保証人及び担保不要 4 申込手続き 日本政策金融公庫	日本政策金融公庫 盛岡支店 (019-653-9055)
林業基盤整備資金(造林·林道 (災害復旧))	林業を営む者、森林組合、森林組合、森林組合、李	1 資金使途 人工植栽、天然林改良、森林の保育、保護、保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良、自動車道・軽車道及びそれらの附帯施設又は林業集落排水施設及び用水施設の造成・取得・改良・復旧 2 貸付限度額貸付けを受けようとする者の負担する額の80%に相当する額 3 貸付期間(据置期間)58年以内(38年以内)※使途内容によって異なります。 4 申込手続き日本政策金融公庫	日本政策金融公庫 盛岡支店 (019-653-9055)